

感染症による「登園停止期間の基準」について

当園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、医師より裏面の「登園許可証」を記入してもらい、お子さんを登園させるようにしてください。

*次の病名のときは、登園を遠慮していただきます。医師より「登園許可証」を記入してもらってください。

区分	病名	登園停止期間の基準
第2種	・インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後 3 日経過するまで
	・風疹	発疹が消失するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
	・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
	・結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	第3種	・流行性結膜炎（はやり目）
・急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認めるまで
・腸管出血性大腸菌（O-157,O-26）		医師により感染のおそれがないと認めるまで

*次の病名のときは、症状が重いつきや発生や流行の動向によつて、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。

区分	病名		
第3種	・溶連菌感染症	・感染症胃腸炎	・手足口病
その他	・ヘルパンギーナ	・マイコプラズマ肺炎	・伝染性紅班（リンゴ病）
	・伝染性膿痂疹（とびひ）	・伝染性軟そく腫（みずいぼ）	
	・RSウイルス	・アタマジラミ	

○上記の基準は「学校保健安全法施行規則」に準じています。

登園許可証

組名
園児氏名

年 月 日生

上記の者は、下記○印学校伝染病が軽快し、且つ学校保健法の基準により、伝染病の予防上支障がないと認めたので登園を許可します。

記

- 麻疹 ・ 解熱した後 3 日を経過するまで
- 風疹 ・ 発疹が消失するまで
- 水痘 ・ すべての発疹がかさぶたになるまで
- 流行性耳下腺炎 ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過するまで
- 百日咳 ・ 特有の咳が消失するまで
- インフルエンザ ・ 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
・ 園医、その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
- 手足口病 ・ 園医、その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
- 伝染性眼疾患
- その他 ()

令和 年 月 日

医療機関名
医師 氏名

印